

法令等の改正

労災保険における柔道整復師施術料金の算定基準等の改定について（昭和53年3月16日付け基発第154号）及び労災保険における「はり・きゅう及びマッサージ」の施術に係る施術料金等の取扱いについて（昭和57年5月11日付け基発第362号-1）の一部が改正されたことに伴い、今般、当基金の療養に要する費用の算定基準を定めた「療養費用算定基準細目」（昭和63年9月1日付け消基発第305号）の一部を次のとおり改正しましたので、お知らせします。

第1 改正の概要

- 1 柔道整復師の施術に要する費用の算定基準について
 - (1) 再検料、後療料（打撲及び捻挫の場合を除く。以下同じ。）及び運動療法料の算定額を引き上げたこと。
 - (2) 後療料の算定時、経過及び所見を施術録に記載することとしたこと。
 - (3) 特別材料費（打撲及び捻挫の場合を除く。）を2回まで算定できることとしたこと。
 - (4) その他必要な字句の整理を行ったこと。
- 2 はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準について
 - (1) 往診料及び施術料（温罨法を併施する場合を除く。）の額を引き上げたこと
 - (2) その他必要な字句の整理を行ったこと。

第2 適用日

改正後の柔道整復師の施術に要する費用の算定基準は、平成30年9月1日以降の施術に係るものから、改正後のはり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準は、平成30年8月1日以降の施術に係るものから、それぞれ適用すること。

第3 その他

改正後の療養費用算定基準細目については、当基金ホームページの「諸規程一覧」から参照されたい。